

令和四年度第四回（七月）

諫早市農業委員会総会

議事録

# 令和4年度諫早市農業委員会 第4回総会議事録

1 開催日時 令和4年7月28日(木) 開会 午後2時00分～ 閉会 午後3時10分

2 開催場所 諫早市役所 本館8階 8-1会議室

3 出席委員 (18人)

会 長 20番 山開博俊

会長職務代理者 19番 小森俊夫

農 業 委 員 1番 池田つや子 2番 久保 繁 3番 中尾貞治

4番 久本純造 5番 立森和富 6番 前田貞松

8番 松尾正晴 9番 長谷川 博 10番 山口勇満

11番 中島康範 13番 陣野昭則 14番 山口廣三

15番 澤久 進 16番 周防克己 17番 池田武弘

18番 野副栄治

4 欠席委員 (2人) 7番 中川一範 12番 松本秀徳

5 付議事件

第1号 農地法第3条の規定による許可申請書審議の件

第2号 農地法第4条の規定による許可申請書審議の件

第3号 農地法第5条の規定による許可申請書審議の件

第4号 農業経営基盤強化促進法による利用権設定等審議の件

第5号 農地中間管理事業に係る「農用地利用配分計画」に対する意見聴取の件

6 報 告

第1号 農地法第3条の3の規定による届出書受理の件

第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知の件

第3号 農地法第4条の規定による農地転用届出書受理の件

第4号 農地法第5条の規定による農地転用届出書受理の件

第5号 農地賃借料情報の件

第6号 非農地通知届出書受理の件

7 そ の 他

8 事 務 局

次 長 増山義洋 主任 境田正文 事務職員 山内 裕

## 9 議 事

(開会)

議 長 これより、「令和4年度 諫早市農業委員会 第4回総会」を開会いたします。  
総会の定足数について、事務局より報告願います。

事 務 局 総会の定足数につきまして、ご報告いたします。

農業委員会の在任委員20名中、18名の出席で定足数に達していますので、総会が成立していることをご報告いたします。なお、7番・中川一範委員、12番松本秀徳委員から欠席の届出がっております。以上で、報告を終わります。

議 長 それでは議事に入る前に、諫早市農業委員会総会会議規則第19条第2項に規定の議事録署名人を定めたいと存じます。

私に、ご一任いただければ指名したいと思いますのですが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 異議なしということですので、議事録署名人に8番・松尾正晴委員、17番・池田武弘委員のご両人をお願いいたします。

それでは、議事に入りますが、議事進行上、発言される際は、挙手をし、議長の許可を受けてから、氏名を告げて発言願います。

また、発言は、簡明に、議題外、又はその範囲を越えないようにお願いします。

(議案第1号) それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請書審議の件」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請書審議の件」について説明します。

1番、本野地区、上大渡野町の農地1筆、536㎡について、耕作に便利のため、購入する申請です。権利取得後の農地面積は4,468㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。トラクターや軽トラック等の機械を所有されています。また、農業に50年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約5分以内でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われま。

2番、森山地区、森山町田尻の農地2筆、計1,958㎡について、耕作に便利のため、購入する申請です。権利取得後の農地面積は52,248㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。トラクターや軽トラック等の機械を所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に約40年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約10分以内でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われま。

3番、高来地区、高来町金崎の農地1筆、144㎡について、耕作に便利のため、購入する申請です。権利取得後の農地面積は5,506㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。トラクターや軽トラック等の機械を所有されております。また、農業に約50年間従事され、譲受人宅から申請地までは徒歩で約10分以内でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われま。議案第1号については以上となっております。

議 長 議案第1号の説明がありましたので、1番・本野地区担当の委員さん補足説明を

お願いします。

委員 1番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、購入する農地において年間を通し、大根やサツマイモを栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議お願いします。

議長 1番の説明がありましたが、何かご質問はありませんか。  
(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、1番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。  
(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、1番は申請どおり許可することに決定いたします。  
次に、2番・森山地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 2番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、購入する農地において年間を通し、水稻を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議お願いします。

議長 2番について、何かご質問はありませんか。  
(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、2番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。  
(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、2番は申請どおり許可することに決定いたします。  
次に、3番・高来地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 3番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、購入する農地において年間を通し、白菜、バレイショを栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議お願いします。

議長 3番について、何かご質問はありませんか。  
(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、3番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。  
(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、3番は申請どおり許可することに決定いたします。  
次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請書審議の件」を議題とい

(議案第2号) たします。事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請書審議の件」を説明します。

1番、小野地区、赤崎町の田1筆、132㎡について、住宅用地、農家住宅の拡張とする転用申請です。区域区分は調整区域、農振白地となっております。農地の立地基準については農地全体の広がり10ha以上ある第1種農地に該当しますが、既存施設の拡張であるため不許可の例外に該当します。本件は木造平屋建ての住宅を増築し、かつ農業用倉庫を建て替えるもので、造成はなく土地を現状のまま利用し、雨水については既存の水路から側溝へ放流します。隣接する農地所有者等との協議書が添付されており、資金については通帳の写し、融資申立書、残高証明書で確認しております。

2番、森山地区、森山町慶師野の田1筆、248㎡について、貸駐車場用地とする転用申請です。区域区分はその他の区域、農振白地となっております。農地の立地基準は、第2種農地に該当しております。申請地ですが、周囲に駐車場が少なく不足するため転用申請となります。申請地については、現状のまま利用し、雨水は自然流下で道路側溝に放流します。、資金については発生せず、その旨の申立書の提出がっております。

3番、森山地区、森山町下井牟田の田1筆、394㎡について、住宅用地、一般住宅とする転用申請です。区域区分はその他の区域、農振白地となっております。農地の立地基準は、第2種農地に該当しております。本件は木造平屋建ての住宅を建築するもので、現在3世代で居住しているが手狭になり、娘家族を住ませるため新たに建築するものです。土地の形状は現状のまま利用し、コンクリートブロック擁壁を設け土砂の流出を防ぎます。雨水については既存の排水路へ放流し、汚水については、合併浄化槽に接続し既存の排水路に放流します。隣接する農地はなく、資金については残高証明書で確認しております。以上で議案第2号の説明を終わります。

議長

議案第2号の説明がありましたので、1番・小野地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員

1番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図等から判断して申請内容は適正であると思われます。ご審議の程よろしくをお願いします。

議長

1番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長

ご質問がないようですので、1番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長

ご異議がないようですので、1番は申請どおり許可することに決定いたします。

議長

次に、2番と3番・森山地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員

2番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図等から判断して申請内容は適正であると思われます。

3番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図等から判断して申請内容は適正であると思われます。ご審議の程よろしくお願ひします。

議 長 2番と3番について、何かご質問はありませんか。  
(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、2番と3番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。  
(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、2番と3番は申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請書審議の件」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請書審議の件」を説明します。

1番、諫早地区、本明町の田1筆、405㎡について、住宅用地とする転用申請で、区域区分は調整区域、農振白地です。契約内容は所有権移転、売買、農地の立地基準については第2種農地に該当します。申請地ですが、木造平屋建の住宅を建築します。造成については盛土を最高0.95m、切土を最高0.57m施し、擁壁を設け土砂の流出を防ぎます。雨水は既設の水路へ、汚水等については公共下水道に接続する計画となっております。隣接する農地所有者等との協議書が添付されており、資金については融資証明で確認しています。

2番、小栗地区、平山町の畑1筆、541㎡について、駐車場用地とする転用申請です。契約内容は所有権移転、売買、区域区分は調整区域、農振白地です。農地の立地基準については、第2種農地に該当しております。本件は、従業員駐車場を整備するものです。造成はせず、現状のまま利用するため、有効利用面積は192㎡となります。残地部分は斜面地となっており、造成した場合に地滑り等の危険性が伴うため、隣接所有者との協議がなされております。土地の造成は行わず整地程度のみを行い被害の発生が無いようにします。雨水は、素掘り側溝から既存の水路に放流する計画です。隣接する農地所有者等との協議書が添付されており、資金については通帳の写しで確認しています。

3番、小栗地区、小川町の畑1筆265㎡について、住宅用地とする転用申請です。契約内容は所有権移転、売買、持分については夫婦2分の1ずつとするものです。区域区分は調整区域、農振白地です。農地の立地基準については第3種農地に該当しております。本件は、木造2階建ての住宅を建築するものです。被害防除計画についてですが、切土を最高1.6m施し、擁壁の設置及び種子吹付けによる法面保護することにより被害の発生が無いようにします。雨水は道路側溝へ、汚水は公共下水道に接続する計画です。隣接する農地は無く、資金については融資証明及び残高証明で確認しています。

4番、本件につきましては、給水施設の関係で先月、申請の取下げがあった案件になります。小野地区、赤崎町の田1筆574㎡について、住宅用地、共同住宅

12戸とする転用申請です。契約内容は所有権移転、売買、区域区分は調整区域、農振白地です。農地の立地基準については、10ha以上広がりがある農地に隣接しているため第1種農地に該当しておりますが、既存の集落に接続するため不許可の例外に該当しております。申請地ですが、2階建のアパートを建築するもので、土地の造成は無く現状のまま利用します。雨水については既設の水路へ放流することで管理者と協議がなされております。汚水等については下水道へ接続する計画となっております。隣接する農地所有者等との協議書が添付されており、資金については融資証明で確認しています。なお、給水については、地元と協議をされ、ボーリングをして井戸水で対応することで再度申請がなされたものです。

5番、長田地区、長田町の畑1筆379㎡について、住宅用地とする転用申請です。契約内容は所有権移転、売買、区域区分は調整区域、農振白地です。農地の立地基準については、第3種農地に該当しております。申請地ですが、木造平屋建の住宅を建築するものです。被害防除計画についてですが、盛土を最高0.6m、切土を最高0.5m施し、擁壁等を設置することにより被害の発生が無いようにします。雨水については道路側溝へ、汚水等については下水道へ接続する計画となっております。隣接する農地は無く、資金については融資証明書及び残高証明書で確認しています。

6番、長田地区、長田町の畑1筆238㎡について、駐車場用地とする転用申請です。契約内容は所有権移転、売買、区域区分は調整区域、農振白地です。農地の立地基準については、第3種農地に該当しております。申請者は運送業を営んでおり、今回、事業用の車両と自家用車用の駐車場を整備するものです。被害防除計画についてですが、盛土を最高0.15m、切土を最高0.5m施し、擁壁を設けることで被害の発生が無いようにします。雨水については道路側溝へ放流する計画となっております。隣接する農地は無く、資金については通帳の写しで確認しています。

7番、多良見地区、多良見町舟津の畑2筆40㎡と併用地の宅地575.77㎡の一部について、住宅用地、農家住宅の一部とする追認の転用申請です。契約内容は親族間による使用貸借権設定となります。区域区分はその他の区域、農振白地です。農地の立地基準については、第2種農地に該当しております。申請地ですが、土地の造成は無く現状のまま利用します。雨水については自然流下、汚水については下水道へ接続します。また、敷地内にある赤道については、許可後付け替えを行います。隣接する農地は無く、資金については現状のまま利用するため、追加の資金はありません。また、許可なく農地を農地以外のものにしていたということで、顛末書の提出がなされております。

8番、森山地区、森山町慶師野の畑5筆、1、392㎡について、特定建築条件付土地とする申請です。区域区分はその他の区域、農振白地です。契約内容は売買、農地の立地基準については第2種農地に該当します。申請地ですが、木造平屋建の住宅建築を予定し、造成については盛土を最高0.4m施し、法面保護を施します。雨水は道路側溝へ、汚水等については合併浄化槽を設置し同じく道路側溝へ放流す

る計画となっております。資金については残高証明書で確認しています。

9番、森山地区、森山町上井牟田の畑3筆、計2,457㎡について、残土仮置場用地及び駐車場用地とする転用申請で3年間の一時転用となります。契約内容は賃貸借権設定3年です。区域区分はその他の区域、農振白地です。農地の立地基準については、農地全体の広がりがある第1種農地に該当しますが、一時転用であるため、不許可の例外に該当しております。申請地ですが、法人の社屋駐車場拡張工事の残土仮置場及び工事車両駐車場として利用するもので、令和7年7月末までの3年間の一時転用となります。土地は造成をせず現状のまま利用し、土砂等の流出がないように、大型土嚢を設置します。雨水は自然流下、隣接する農地所有者等との協議書が添付されております。資金については通帳の写しで確認しています。

10番、飯盛地区、飯盛町佐田の田1筆、995㎡について、資材置場用地とする転用申請です。契約内容は賃貸借権設定で、区域区分はその他の区域、農振白地です。農地の立地基準については、10ha以上広がりがある農地に隣接しているため第1種農地に該当しておりますが、既存の集落に接続するため不許可の例外に該当します。申請地は、法人が鋼材置場として利用するもので、大規模な解体現場の受注に備えて資材置場を確保するものです。土地は造成をせず現状のまま利用します。雨水は自然流下で既存の水路へ、隣接する農地は無く、資金については現状のまま利用するため、追加資金は無い旨の申立書が添付されております。以上で議案第3号の説明を終わります。

議長 議案第3号の説明がありましたので、1番・諫早地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 1番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われま。ご審議の程よろしくをお願いします。

議長 1番について、何かご質問はありませんか。  
(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、1番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。  
(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、1番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議長 次に、2番と3番・小栗地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 2番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であるとの意見でした。

委員 3番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われま。ご審議の程よろしくをお願いします。

議長 2番と3番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

- 議 長 ご質問がないようですので、2番と3番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。
- (「異議なし」と言う者あり)
- 議 長 ご異議がないようですので、2番と3番は、申請どおり許可することに決定いたします。
- 議 長 次に、4番・小野地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
- 委 員 4番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、再度提出された申請書をもとに地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して申請内容については適正であると思われます。ただし、先月は給水の関係で問題が出たということで申請の取下げがありました。これをどのように解決したかということですが、12戸の集合住宅を建てるにあたり、独自でボーリングをして給水をするそうです。しかしながら、市水より高くなった場合、12戸で費用を賄えるのかということが心配されますが、農業委員会としては、そこまで踏み込んで問題視できないということです。ご審議の程よろしくをお願いします。
- 議 長 4番について、何かご質問等はありませんか。
- 委 員 小野地区の委員さんからの補足説明のとおりなんですけれども、私たちの地区協議会においてもボーリングのことで意見が出ました。というのは、この周辺で今後住宅等を建築するにあたっては、赤崎地区の簡易水道組合の状況が変わらない限り、再度ボーリングしなければいけないということで、今後の許可の条件になるのではないかという意見がありました。そして、今後またボーリングをして、隣に住宅等を建てる時に、今後のトラブル回避のためにも水利権を主張しないように念押しをしておいた方がいいのではないかと思います。そういうことで、許可はするけれども、農業委員会からの意見があったということを説明していただければと思います。
- 議 長 それでは4番は、申請者にそのような意見があったということを伝えることとし、申請どおり許可することにご異議ありませんか。
- (「異議なし」と言う者あり)
- 議 長 ご異議がないようですので、4番は、申請どおり許可することに決定いたします。
- 議 長 次に、5番と6番・長田地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
- 委 員 5番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。
- 6番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。ご審議の程よろしくをお願いします。
- 議 長 5番と6番について、何かご質問はありませんか。
- (「なし」と言う者あり)
- 議 長 ご質問がないようですので、5番と6番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。
- (「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、5番と6番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、7番・多良見地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 7番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。ご審議の程よろしくをお願いします。

議 長 7番について、何かご質問はありませんか。

議 長 (「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、7番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

議 長 (「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、7番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、8番と9番・森山地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 8番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。

9番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。ご審議の程よろしくをお願いします。

議 長 8番と9番について、何かご質問はありませんか。

議 長 (「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、8番と9番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

議 長 (「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、8番と9番は申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、10番・飯盛地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 10番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、提出された資料だけでは判断できないという意見がありました。ここは前面道路が指定通学路となっており、学校関係者が反対という意見があります。安全対策として防護柵等を設置するとのことではありますが、配置や規格等の資料が添付されておりません。また、防音対策についても具体的な対策が示されておりませんので、審議保留にしてもらいたいと思います。ご審議の程よろしくをお願いします。

議 長 10番について、何かご質問等はありませんか。

委 員 担当地区の委員さんからの補足説明にありましたように、学校関係者が反対という意見もありましたし、添付書類の不備がありますので、そのことを申請者にお伝えして、改善点を確認してから再度審議とした方がいいのかなと思います。

議 長 10番については、添付書類に不備があることや、前面道路が指定通学路となっており作業車等の出入り時の児童・生徒の安全対策も考慮した方がいいと思いますので、追加の資料を求め再度審議することとしたいと思います。ご異議ありません

か。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、10番は、審議保留とすることに決定いたします。  
議 長 次に、議案第4号「農業経営基盤強化促進法による利用権設定審議の件」を議題  
(議案第4号) といたします。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第4号「農業経営基盤強化促進法による利用権設定審議の件」についてご説明いたします。

1番、小野地区、川内町の農地3筆、計6,253㎡について、農業経営規模拡大を行うため、賃貸借10年で借り入れる新規の申出です。申出人は、水稲、ミニトマトの生産を主体に経営されています。

2番、有喜・飯盛地区、早見町及び飯盛町後田の農地6筆、計8,145㎡について、後継者として農業に取り組むため、使用貸借10年で借り入れる新規の申出です。申出人は、バレイショ、人参の生産を主体に経営されています。

3番、飯盛地区、飯盛町開の農地4筆、計722,64㎡について、農業経営規模拡大を行うため、賃貸借6年で借り入れる新規の申出です。申出人は、水稲、バレイショ、人参の生産を主体に経営されています。

4番、森山地区、森山町本村の農地1筆、2,034㎡について、農業経営規模拡大を行うため、購入する申出です。申出人は、水稲、玉ねぎ等の生産を主体に経営されています。

5番、森山地区、森山町田尻の農地1筆、6,028㎡について、農業経営規模拡大を行うため、購入する申出です。申出人は、水稲、ブロッコリーの生産を主体に経営されています。

以上、1番から5番の申し出は、権利取得後の全ての農地について、年間を通して耕作されると認められるため、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。議案第4号の1番から5番については、以上となっております。

議 長 事務局から説明がありましたが、1番から5番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、1番から5番は、申出どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、1番から5番は、申出どおり許可することに決定いたします。

(議案第4,5号) 続きまして、関連がありますので、議案第4号の6番から23番、議案第5号「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画に対する意見聴取の件」について、一括して議題とします。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第4号の6番、小野地区、小野島町の農地2筆、計4,922㎡を、議案第5号の1番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稲、麦の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定

を受けることにより農業経営規模拡大に繋がります。

議案第4号の7番、本野地区、上大渡野町の農地2筆、計2,771㎡、

議案第4号の8番、本野地区、上大渡野町の農地1筆、806㎡、

議案第4号の9番、本野地区、上大渡野町の農地1筆、837㎡を、議案第5号の2番に賃貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、バレイショの生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより新規に就農いたします。

議案第4号の10番、長田地区、長田町の農地1筆、2,357㎡を、議案第5号の3番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、麦、バレイショの生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより農業経営規模拡大に繋がります。

議案第4号の11番、多良見地区、多良見町佐瀬の農地3筆、計2,813㎡を、議案第5号の4番に使用貸借20年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、みかんの生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより農業経営規模拡大に繋がります。

議案第4号の12番、飯盛地区、飯盛町後田の農地1筆、1,439㎡を、議案第5号の5番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、ショウガ、バレイショの生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第4号の13番、飯盛地区、飯盛町山口の農地2筆、計2,035㎡を、議案第5号の6番に賃貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、バレイショ、人参、大根の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより農業経営規模拡大に繋がります。

議案第4号の14番、飯盛地区、飯盛町山口の農地2筆、計1,374㎡を、議案第5号の7番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、バレイショ、人参の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより農地中間管理事業の活用に繋がります。

議案第4号の15番、高来地区、高来町峰の農地1筆、2,226㎡、

議案第4号の16番、高来地区、高来町峰の農地1筆、1,388㎡を、議案第5号の8番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第4号の17番、高来地区、高来町峰の農地1筆、3,786㎡を、議案第5号の9番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管理事業の活用に繋がります。

議案第4号の18番、高来地区、高来町峰の農地1筆、936㎡を、議案第5号の10番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受け

ることにより、農地中間管理事業の活用に繋がります。

議案第4号の19番、高来地区、高来町峰の農地1筆、3,353㎡、

議案第4号の20番、高来地区、高来町峰の農地2筆、計4,088㎡、

議案第4号の21番、高来地区、高来町峰の農地1筆、1,937㎡を、議案第5号の11番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより農地中間管理事業の活用及び農業経営規模拡大に繋がります。

議案第4号の22番、高来地区、高来町峰の農地3筆、計4,569㎡を、議案第5号の12番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、飼料作物の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管理事業の活用に繋がります。

議案第4号の23番、高来地区、高来町富地戸の農地1筆、1,330㎡を、議案第5号の13番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管理事業の活用に繋がります。

続きまして、議案第5号の配分計画の変更について、説明します。

既に農業経営基盤強化促進法により農地中間管理機構が利用権の設定を受けている小野地区、小野島町の農地1筆、2,476㎡について、議案第5号の14番のとおり、配分を受ける者の変更を行う農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営しており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。契約内容は、使用貸借で、貸借期間は従前の貸借期間の残存期間である7年2か月となっています。

既に農業経営基盤強化促進法により農地中間管理機構が利用権の設定を受けている小野地区、川内町の農地1筆、704㎡、小野地区、川内町の農地2筆、計3,898㎡、小野地区、川内町の農地1筆、3,299㎡について、議案第5号の15番のとおり、配分を受ける者の変更を行う農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、ミニトマトの生産を主体に経営しており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。契約内容は、使用貸借で、貸借期間は従前の貸借期間の残存期間である6年3か月となっています。

既に農業経営基盤強化促進法により農地中間管理機構が利用権の設定を受けている小野地区、川内町の農地1筆、3,836㎡、小野地区、川内町の農地1筆、1,851㎡、小野地区、川内町の農地2筆、計6,202㎡について、議案第5号の16番のとおり、配分を受ける者の変更を行う農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、麦の生産を主体に経営しており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。契約内容は、使用貸借で、貸借期間は従前の貸借期間の残存期間である6年3か月となっています。

既に農業経営基盤強化促進法により農地中間管理機構が利用権の設定を受けている本野地区、本野町の農地2筆、計1,946㎡と長田地区、白原町の農地8筆、計4,506㎡について、議案第5号の17番のとおり、配分を受ける者の変更を

行う農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、ブロッコリーの生産を主体に経営しており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。契約内容は本野地区の2筆については賃貸借で、長田地区の8筆については使用貸借となっております。貸借期間は従前の貸借期間の残存期間になっておりまして本野地区については4年7か月、長田地区については8年6か月となっております。

以上、第4号議案の6番から23番までの申出は農地中間管理事業の実施に係るものと認められるため、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号の要件を満たしています。また、第5号議案の1番から17番までの農用地利用配分計画は、「農地中間管理事業実施に関する規程」の「貸付先決定ルール」に基づき作成されたものであります。議案第4号の6番から23番と議案第5号については、以上となっております。

議 長 議案第4号の6番から23番、また、議案第5号の1番から17番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、議案第4号の6番から23番を許可し、議案第5号の1番から17番を「意見なし」とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、議案第4号の6番から23番を許可し、議案第5号の1番から17番を「意見なし」とすることに決定いたします。

(報 告) 次に、報告案件について、事務局より報告願います。

事 務 局 報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出書受理の件」について報告します。

諫早地区から1件、真津山地区から1件、本野地区から1件、多良見地区から1件、森山地区から1件、飯盛地区から2件、高来地区から1件、合計8件の届出が出ております。届出理由は、全て相続により農地の所有権を取得したためです。

報告第2号「農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知の件」について報告します。

小野地区から1件、飯盛地区から2件、合計3件の通知が出ています。解約理由としましては、小野地区の1件が農地中間管理機構に貸し付けるため、飯盛地区の1件が自己耕作を再開するため、もう1件が耕作者を変更するためとなっております。

報告第3号「農地法第4条の規定による農地転用届出書受理の件」について報告します。

1番、真津山地区、久山町の畑5筆870㎡を住宅用地にする届出です。

報告第4号「農地法第5条の規定による農地転用届出書受理の件」につきましてご報告いたします。

1番、諫早地区、栄田町の畑1筆16㎡を通路用地にする売買の届出です。

2番、多良見地区、多良見町化屋の畑2筆、計332.52㎡を住宅用地にする

売買の届出です。

3番、多良見地区、多良見町中里の畑2筆、計804.48㎡を貸駐車場用地にする売買の届出です。

4番、多良見地区、多良見町中里の畑1筆16㎡を祭事用地にする贈与の届出です。

報告第5号「令和3年度農地賃借料情報の件」につきましてご報告いたします。

令和3年4月1日から令和4年3月31日までに締結された田畑の賃借料を下記の表のとおり地区別に取りまとめております。なお、下段に記載してますとおり米による物納については、60キロを12,000円で換算しております。また、数値が入っていない地区につきましては、事例がなかったということで記載をしておりません。中央干拓、小江干拓は賃借料が定額であるため、調査対象から除いております。

報告第6号「非農地通知申出書受理の件」について報告します。

森山地区から1件の非農地通知申出書を受理いたしました。山林・原野化しており、農振白地です。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告の件について、何かご質問はありませんか。  
(「なし」と言う者あり)

議長 なければ、報告の件は、ご了承をお願いいたします。

議長 以上をもちまして、提出されました案件は全て終了いたしました。

お諮りします。議決されました案件につきましては、字句、数字、その他整理を要するものがありました場合、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議ありませんので、これらの整理を要するものにつきましては、議長に委任することに決定いたしました。

議長 本日の、農地法等に係る審議結果をご報告します。

議案第1号	農地法第3条許可	3件。
議案第2号	農地法第4条許可	3件。
議案第3号	農地法第5条許可	9件。
議案第4号	農業経営基盤強化促進法による利用権設定	23件。
議案第5号	農地中間理事業に係る農用地利用配分計画	17件。

以上、審議件数は、全部で55件でございました。

以上で本日の審議事項等はすべて終了いたしました。

委員さん方から何かご質問等はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 なければ、事務局から連絡事項等はありませんか。

事務局 (事務連絡)

議長 それでは、これをもちまして、令和4年度諫早市農業委員会第4回総会を閉会いたします。ありがとうございました。

議 長 \_\_\_\_\_

議事録署名人 \_\_\_\_\_

議事録署名人 \_\_\_\_\_